

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第14条の2第4項	事故時の措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が第14条の2第1項から第3項の応急措置を講じていないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。